平成２４年（フ）第２８３号
千葉県八千代市八千代台北８丁目８番７号
プレステージ５―203号
破産者　菅原　克也
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号
東京都江戸川区瑞江２丁目34番12号
破産者　有限会社東京エリア二輪急送
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５０２号
福井県大野市泉町11番16号
破産者　株式会社影路組
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
福井市江上町第50号19番地
破産者　エヌ・ケイ建設株式会社
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地110
破産者　有限会社サクシード
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０６号
愛知県愛西市大井町六川北153番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区十番町６丁目８番地
破産者　株式会社名豊
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３８号
名古屋市緑区亀が洞１丁目1225番地
破産者　有限会社鎰広建設
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７８号
名古屋市中村区名駅３丁目25番９号
破産者　有限会社イング
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５９１号
名古屋市中区千代田１丁目11番19号
破産者　株式会社ｗｈｔ
1　決定年月日　平成24年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３２号
北海道函館市東雲町17番５号
破産者　株式会社瀬崎組
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
北海道旭川市豊岡10条８丁目３番３号
破産者　有限会社メイン・ストリート
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２４号
東京都稲城市東長沼204番地の７
破産者　高桑　　貢
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５１号
東京都武蔵野市中町１丁目28番10号
破産者　有限会社ルジアム
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番11―503号
破産者　岩橋　照雄
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６７号
東京都府中市白糸台２丁目44番地の24、商業登記簿上の本店所在地東京都府中市美好町１丁目38番１号
破産者　株式会社常陽サービス
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６１１号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番11―503号
破産者　岩橋由美子
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９３９号
横浜市西区高島２丁目11番２号
破産者　有限会社エム・ワイ・エス
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０９号
岐阜市本郷町２丁目19番地
破産者　株式会社丸國服部
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１１号
岐阜県可児市下恵土1084―１　中島博方、住民票上の住所岐阜市本郷町２丁目19番地
破産者　服部　敏朗
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２号
岐阜県多治見市小名田町西ケ洞１番地の399
破産者　山田　憲史
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２０号
岐阜県土岐市肥田町肥田287番地の97
破産者　有限会社丸時陶器
1　決定年月日　平成24年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部